平成２６年（フ）第１２２号
新潟県見附市今町１丁目８番27号
破産者　大竹　弘晃
1　決定年月日　平成27年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２６年（フ）第３５０号
静岡県田方郡函南町大土肥５番地　フォンティーヌ小高壱番館403、前住所静岡県伊豆市土肥1144番地の13
破産者　高木　博志
1　決定年月日　平成27年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第１００号
愛知県一宮市光明寺字阿波羅10番地　タワーコート101
破産者　森　　保親
1　決定年月日　平成27年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第２３号
愛知県稲沢市祖父江町祖父江八反畑116番地３
破産者　森下　史朗
1　決定年月日　平成27年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第２４号
愛知県一宮市今伊勢町宮後字郷中茶原30番地いまいせ心療センター、住民票上の住所名古屋市緑区漆山503番地　ユニーブル緑地公園405号
破産者　春見　洋子
1　決定年月日　平成27年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第２６号
愛知県一宮市千秋町加納馬場字柳林61番地３、住民票上の住所愛知県江南市般若町宮山328番地
破産者　益田　　悟
1　決定年月日　平成27年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第４１号
京都市東山区祇園町南側570番地128
破産者　太田　磯次
1　決定年月日　平成27年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第４２号
京都市東山区祇園町南側570番地128
破産者　太田　伸子
1　決定年月日　平成27年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第２６８号
兵庫県西宮市獅子ケ口町18番５―301号、前住所兵庫県西宮市美作町３番20号
破産者　前田　祥貴
1　決定年月日　平成27年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第６５５号
兵庫県尼崎市西難波町１丁目16番10号
破産者　奥部　寿子
1　決定年月日　平成27年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第３３号
兵庫県尼崎市立花町４丁目12番１号ベルトピア立花Ⅲ202号
破産者　中務　康史
1　決定年月日　平成27年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第３７号
兵庫県芦屋市朝日ケ丘町８番７―407号
破産者　河内　成男
1　決定年月日　平成27年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第７４号
兵庫県尼崎市塚口町６丁目８番地の９サンコート塚口201号
破産者　堀田　耕二
1　決定年月日　平成27年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第４５９号
兵庫県加古川市加古川町粟津754番地の５サン・シャインロイヤルオクウチ221号、従前の住所兵庫県加古川市尾上町養田1546番地Ｌ号
破産者　藪内防水工芸こと　藪内　章善
1　決定年月日　平成27年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第１７８号
長崎県長崎市小ケ倉町２丁目398番地30ファミーユ南長崎弐番館205号
破産者　甲斐　重光
1　決定年月日　平成27年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３００号
長崎県長崎市田中町4629番地４
破産者　樋口利枝子
1　決定年月日　平成27年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２８９号
宮崎市大字糸原308番地
破産者　川崎　明美
1　決定年月日　平成27年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２５７号
札幌市清田区平岡２条１丁目４番12号　グリーンヒルＣ―102号
破産者　佐藤　智昭
1　決定年月日　平成27年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部